（別添２）

電子メール又はNACCSによる証明書の発行申請手続

１．証明書の発行申請前の手続

（１）電子メールにより発行申請を行う場合

　　輸出者は、別紙様式10に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を証明書の発行申請先に提出すること。

　①　輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。

　②　一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。

　③　輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

（２）NACCSにより発行申請を行う場合（登録認定機関への申請の場合に限る。）

　　輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

２．証明書の発行申請手続

　　輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メール又はNACCSを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに提出すること。

　　また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

（１）申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

（２）証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について申請先とあらかじめ調整すること。

（別添３）

ナイジェリア向け輸出水産食品の検査手順

　全てのナイジェリア向け輸出水産食品に関する検査

１．サンプリング

　申請品目ごとに１ロットとし、荷口の確認を行うとともに下記２．について、１ロ

ットの梱包数（Ｎ)に応じて、以下に示す開梱数（ｎ)を目安とする。

|  |
| --- |
| １ロットの梱包数（Ｎ） 開梱数（ｎ） |
| Ｎ≦150 ３  150＜Ｎ≦1200 ５  Ｎ＞1200 ８ |

　※１ロットの梱包数が３に満たない場合は、開梱数（ｎ)は１とする。

２．検査基準

　　官能検査

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 判定基準 |
| 外観 | 鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態である。  皮膚表面に寄生虫が付いていないこと（冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く）。 |
| におい | 魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がない。 |
| 組織 | 筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好である。 |

（別添４）

ナイジェリア向け輸出水産食品の官能検査の運用

１．品質確認者の選任

　輸出者は、輸出者自らが定めた品質確認者（食品衛生責任者の資格を有する等、食品衛生の知識を有する者）を選任すること。

２．官能検査

　選任された品質確認者は、輸出の都度、別添３に掲げる官能検査を実施し、当該官能検査基準を満たしていることを確認の上、別紙様式９に結果を、別紙様式５の「２．官能検査実施結果」に品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。なお、結果の記録に当たっては、検査の実施が確認できれば、別紙様式９によらず任意の様式を用いて差し支えない。

　輸出者は、官能検査結果が記載された記録を３年間保管すること。

３．その他

　品質確認者は、輸出される水産物について別添３に掲げられる官能検査の他、以下の状況についても確認すること。

１）衛生的かつ適切な温度下で官能検査が行われていること。

２）申請内容と荷口が適合していること。

４．官能検査の検証

　輸出者は、証明書の申請日以前１年間に１回以上、証明書発行機関が実施する官能検査を受検し、別添３に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。品質確認者は、 当該検査に立ち会い、自ら行う官能検査方法の妥当性について検証を行うこと。なお、本運用に基づく手続を実施している場合であって、１年に１回以上の官能検査の検証を行い輸出することを３年以上継続した実績があり、かつ、過去３年間の官能検査結果及び品質確認者による官能検査方法に問題が認められないときは、検証頻度を３年間に１回以上とすることができる。